
令和3年 9 月 宇美町議会定例会会議録（第1日）

令和3年9月2日宇美町議会定例会を宇美町議会議場に招集した

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長事務報告
 - (2) 町長行政報告及び提案総括説明
 - (3) 教育委員会行政報告
- 日程第4 特別委員会設置及び選任並びに付託
- 日程第5 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
 - (1) 議長事務報告
 - (2) 町長行政報告及び提案総括説明
 - (3) 教育委員会行政報告
- 日程第4 特別委員会設置及び選任並びに付託
- 日程第5 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について

出席議員（13名）

1 番 丸山 康夫	2 番 平野 龍彦
3 番 安川 繁典	4 番 藤木 泰
5 番 入江 政行	6 番 吉原 秀信
8 番 黒川 悟	9 番 脇田 義政
10 番 小林 征男	11 番 飛賀 貴夫
12 番 白水 英至	13 番 南里 正秀
14 番 古賀ひろ子	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 安川 茂伸

書記 太田 美和

書記 中山 直子

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木原 忠	教育長	……………	佐々木壮一朗
総務課長	……………	佐伯 剛美	危機管理課長	……………	藤木 義和
財政課長	……………	中西 敏光	まちづくり課長	……………	原田 和幸
税務課長	……………	松田 博幸	会計課長	……………	瓦田 浩一
住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	工藤 正人	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	安川 忠行	上下水道課長	……………	藤井 則昭
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	飯西 美咲
こどもみらい課長	……………	太田 一男			

10時00分開会

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第1号をお配りしておりますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） ただいまから令和3年9月宇美町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本定例会の採決については、9番、脇田議員の表決は挙手で行うこととしておりますので、御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、議長において、5番、入江議員及び6番、吉原議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会におきまして、議案の件数並びに内容を検討いたしました結果、本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日9月2日から9月17日までの16日間とすることで決定いたしました。

今後の議事は、事前に配付いたしております令和3年9月宇美町議会定例会日割表により進めることにいたします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、諸般の報告を行います。

〔議長交代〕

○副議長（南里正秀君） 議長の事務報告を求めます。古賀議長。

○議長（古賀ひろ子君） 議長事務報告を行います。

令和3年7月9日に糟屋地区議長協議会がありました。

初めに、1、報告事項として、福岡県町村議会の第1回理事会において、九州各県町村議会議長会協議会及び福岡県主催各種研修会の開催状況などについて報告がありました。

また、福岡地区水道企業団監査委員に粕屋町議会の小池議長が推薦されたことについて報告がありました。

次に、2、協議事項として、糟屋郡自治会館組合副組合長に糟屋地区議長協議会会長である私、古賀が選任されました。そのほか、糟屋地区議長協議会表彰規程の改正及び同規程施行細則の制定のほか2件の協議を行いました。

最後に、各市町の6月定例会の情報交換を行いました。

以上、本日報告いたしました内容については、資料つづりを事務局に置いてありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で、議長事務報告を終わります。

○副議長（南里正秀君） 報告が終わりましたので、議長事務報告を終結します。

〔議長交代〕

○議長（古賀ひろ子君） 次に、町長行政報告及び提案総括説明を行います。

町長より本定例会に提案されました案件は、人事案3件、条例案2件、予算案2件、決算認定案5件、報告1件の計13件であります。

町長行政報告及び提案総括説明を求めます。木原町長。

○町長（木原 忠君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日令和3年9月宇美町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変御多用の中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本年は、平年より早い梅雨入り、梅雨明けとなりましたが、8月11日からの長雨の影響により、九州や中国地方を中心に広い範囲で非常に激しい雨が降り続き、記録的な豪雨となりました。九州北部におきましては、福岡県、長崎県、佐賀県で大雨特別警報が発令され、九州7県におきまして、死者5名、行方不明2名、住家損壊、土砂災害、浸水害等の甚大な被害をもたらしました。改めまして、お亡くなりになった方々に対しまして、謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました方々には衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、福岡県下におきましては、新型コロナウイルスの新規感染者数が第4波を大きく上回るペースで急増し、過去最多となっていることから、8月5日に福岡コロナ特別警報が発令をされ、8月20日から9月12日までの期間におきまして、本町を含みます県下全域に緊急事態宣言が発令されたところでございます。

現在も感染者が高い水準で増加をしており、依然として厳しい状況が続いているところでございますが、町民の皆様には、不要不急の外出自粛や飲食店の営業時間の短縮など、非常に厳しい措置に対し、御理解と御協力を賜り心から感謝申し上げますとともに、現在もなお、不自由な生活を強いられている状況につきましては、いましばらくの我慢と御辛抱をお願いするところでございます。

新型コロナウイルスへの対応に関しましては、感染拡大や症状の重篤化を防ぐためには、ワクチン接種による効果が非常に高いことが明らかになっております。このような状況を踏まえまして、町としましては、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望される全ての町民の皆様へ、一日でも早く安心安全にワクチン接種を完了することができますよう、引き続き全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

それでは、9月定例会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

まず最初に、令和3年8月の大雨について御報告をいたします。

今回の豪雨災害では、8月11日の降り始めから、1週間に及ぶ長雨に伴い、全国的に多くの観測地点において、8月の平均降水量を大きく上回る記録的な豪雨となり、全国各地で甚大な災害が発生しているところでございます。

その中でも8月13日には広島県に、さらに14日には長崎県、佐賀県、福岡県に大雨特別警報が発令され、佐賀県六角川では河川が氾濫し、福岡県筑後地方では浸水により、多くの床上・床下浸水が発生するなど甚大な被害をもたらしております。

本町におきましては、8月11日16時30分に、今後の大雨に備え、宇美町災害警戒本部を設置をいたしました。

翌12日9時27分に宇美町に大雨警報が発令をされ、10時3分には土砂災害警戒情報を発令、13時には対象となります井野地区、炭焼地区に高齢者等避難を発令し、町立武道館及びハピネスを避難所として開設をいたしました。さらに18時には同地区に加え、貴船自治区域に避難指示を発令するとともに、宇美南中学校体育館を避難所として追加開設を行ったところでございます。

また、翌13日17時30分には、これまでの降雨の状況と、さらには、今後も強い雨が予想されたことから、明るい時間帯の早期避難を促すため、原田地区、障子岳地区、神武原地区の土砂災害警戒区域及び山沿いにお住まいの方を対象に、避難指示の範囲を拡大したところでございます。

各避難所では、昨年から続く新型コロナウイルス感染症対策により、問診票の記載や検温器による体温測定、消毒液の設置、ソーシャルディスタンスの確保、パーティション設置による飛沫感染防止等の対策を行っております。なお、今回の豪雨による避難者数は、延べ22世帯44名と少数であり、避難指示に対する住民の避難意識の低さが露呈したところでもございます。

今後も、より一層、町民や地域の皆様の災害に対する備えや避難に対する意識改革等の啓発も含め、自助、互助及び共助の取組を進めてまいり所存でございます。

今回の豪雨に伴う町内の被害状況といたしましては、ひばりが丘団地内ののり面崩壊による町道竹ヶ下～桜ヶ丘線、道路亀裂による町道有内～苔牟田線、林道大城線の一部が土砂崩落により通行止めとなったほか、軽微なものが数か所あり、今後は関係機関と協議を進め、早期の復旧に努めてまいりたいと思っております。

近年多発する自然災害は、ややもすれば大災害に発展することも視野に入れなければなりません。今後もより一層、災害に対する備えを強化するとともに、災害に強いまちづくりを目指して危機管理部門を強化してまいり所存でございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について御報告をいたします。

5月から8月にかけて、高齢者、基礎疾患を有する方、町独自の教職員、保育士、消防団員等のエッセンシャルワーカーを対象とした優先接種を進め、現時点では、16歳以上の接種券送付を完了いたしておりまして、順次予約受付及び接種を進めているところでございます。また、今月中には、12歳から15歳までの接種券につきましても、各家庭に送付し、予約受付を開始する予定でございます。

ワクチンの供給につきましては、8月に入り供給量が低下しておりましたが、国から、対象者の約8割の方の2回分に相当する数のワクチンが10月10日までには供給される見込みとなつ

ております。

9月1日現在、本町の12歳以上の対象者、これは3万3,164人ですが、このうち2回の接種を完了されている方は1万3,983人で42.2%となっております。

今後も希望される全ての町民の皆様に安心安全にワクチン接種ができますよう、全力を挙げて取り組んでまいり所存でございます。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給状況について御報告をいたします。

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、令和3年度住民税均等割が非課税及び家計急変で非課税相当の収入となった子育て世帯に対しまして、児童1人当たり5万円を支給するものでございます。

当該給付金の申請状況につきましては、8月31日現在で、238世帯に対し総額2,490万円を支給しているところでございます。今後も事業の周知と支給事務を適切に行ってまいり所存でございます。

次に、プレミアム付き地域商品券発行事業の経過について御報告をいたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、営業活動の縮小または休業等を余儀なくされた町内商工業者の事業継続を支援するとともに、町民の生活支援を目的とするものでございます。

商品券の発行総額は、プレミアム率20%分の3,000万円を加えた1億8,000万円であり、地域商品券と住宅リフォーム工事券の2種類が宇美町商工会から販売されております。これらは、広報うみ6月号の折込みチラシ等により周知をされ、7月7日まで応募の受付を行ったところ、応募総数は、地域商品券が発行額に対する1.19倍の3,645名に、また、住宅リフォーム工事券は1.55倍の69名でありました。

申請終了後の7月12日には、抽せん会が厳正に執り行われ、当選した方に対しまして、7月21日から当選通知及び引換券が発送をされております。応募の際、あらかじめ指定した希望日時に引換券の割振りを行い、7月28日から8月1日までに宇美町商工会におきまして、スムーズに販売事務が行われたところでございます。今後は、令和4年1月31日まで町内のプレミアム付き地域商品券加盟店におきまして利用が可能となっております。

次に、キャッシュレス決済推進事業について御報告をいたします。

9月の1か月間、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金関連事業の一つといたしまして、ペイペイのポイント還元を活用し、町内における消費を喚起するとともに、店舗などにおけるキャッシュレス決済の導入を促進いたしますキャッシュレス決済推進事業を実施しているところでございます。また、10月からは、住民票等の証明書交付手数料や施設利用料など、役

場窓口での支払いについてもペイペイによるキャッシュレス決済を導入することといたしております。

キャッシュレス決済を広く導入することに伴い、利便性が向上するだけでなく、現金の受渡しによる接触機会が低減することで、住民サービスを利用される方の新型コロナウイルス感染リスクの抑制にもつながるものこのように考えております。

今後もキャッシュレス決済推進事業につきましては、事業の周知徹底と普及に鋭意取り組んでまいり所存でございます。

次に、第7次宇美町総合計画の策定について御報告をいたします。

総合計画は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性を示すとともに、町の全ての行政分野における計画の指針となっております。

本町では、平成27年3月に第6次宇美町総合計画を策定いたしまして「ともに創る 自然と賑わいが融合したまち・宇美」を将来像に掲げ、その実現に取り組んでまいりました。第6次宇美町総合計画が令和4年度末をもって計画期間の終期を迎えることから、本町の財政状況を踏まえ、町の将来像の実現に向け、より一層魅力のあるまちづくりを進めていくことが重要でございます。これにより、令和5年度から令和12年度までの基本構想及び令和5年度から令和8年度までの前期実践計画を今年度から2か年をかけまして策定してまいり所存でございます。

策定に当たりましては、9月以降、町民の皆様のお考えを参考にするための住民意識調査、中学生へのアンケート、町内で活動されている団体等の代表の方々によるワークショップなどを実施する予定でございます。

今後、地域社会の担い手となる方々が活力を維持し活躍できるよう、町民と行政が共に考え、町の未来を育んでいける、誰にとっても身近な「私たちの総合計画」となるよう取り組んでまいり所存でございます。

次に、アビスパ福岡宇美町応援デーについて御報告をいたします。

今年度は、8月15日にベスト電器スタジアムでのアビスパ福岡対セレッソ大阪戦が宇美町応援デーとして開催されたところでございます。しかしながら、本年の宇美町応援デーにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら、町民の観戦招待や町内事業所の出店等の企画を実施することができませんでした。大型ビジョンを使用いたしまして、応援ビデオメッセージを放映させていただいたところでございます。試合結果は、2対1でアビスパ福岡が勝利し、ホームを歓喜で包んだというような状況でございました。今季のアビスパ福岡は、クラブ初となるリーグ6連勝を記録するなど、破竹の勢いでJ1の上位チームと激戦が続いているところでございます。

今後も、J1リーグの上位進出に向けまして、アビスパ福岡をフレンドリータウンとして、町を挙げて応援してまいる所存でございます。

次に、令和3年7月10日に宇美町立中央公民館大ホールにおきまして開催いたしました令和3年度宇美町人権問題啓発講演会について御報告をいたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、当該講演会につきましては中止をせざるを得ませんでした。本年度は、新型コロナウイルス感染予防対策を徹底することで、入館者の制限等を行い、開催する運びとなりました。

講演会では、「ペコロスの母に会いに行く」の原作者であります岡野雄一氏をお迎えいたしまして、「ペコロスの母の贈り物～認知症の母が教えてくれたこと～」を講演テーマに、認知症の母を看ることから教わったことや認知症の理解を深めることなどについて御講演を頂いたところでございます。

参加者からのアンケートでは、「認知症のことだけでなく、生き方、考え方について考えさせられた。」、「介護は親が命をかけて行う最後の子育てという岡野さんの言葉に感銘を受けた。」等々の感想を頂き、広く人権問題について一考するいい機会になったのではないかと考えております。

今後とも、人権問題の啓発、推進のため、宇美町人権教育推進協議会をはじめ、関係団体等と連携を図りながら取り組んでまいる所存でございます。

以上をもちまして行政報告を終わりますが、今後とも、議員各位の御理解とお力添えを心からお願い申し上げます。

それでは、9月議会に当たりまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本議会に提案しております議案は、人事案件3件、条例案件2件、予算案件2件、決算認定案件5件、報告1件の計13件でございます。

まず、人事案件につきましては、同意第3号の宇美町教育委員会教育長の任命については、宇美町教育委員会教育長佐々木壮一朗氏の任期が、本年9月30日で満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同意第4号の宇美町教育委員会委員の任命につきましては、宇美町教育委員会委員の川上利香氏の任期が本年9月30日で満了することに伴い、後任といたしまして田島章江氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

承認第2号の宇美町自治功労表彰候補者の推薦につきましては、宇美町表彰規則に基づき、学校歯科医として29年の長きにわたり御活躍をいただきました長江一樹氏を、宇美町自治功労表

彰候補者として推薦することにつきまして、議会の承認を求めるものでございます。

議案第32号の宇美町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、一本松公園駐車場の使用料を徴収することについて、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第33号の宇美町地域公共交通会議設置条例につきましては、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便性増進を図るため、道路運送法の規定に基づき宇美町地域公共交通会議を設置することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号の令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ469万3,000円を増額し、予算総額を38億9,733万1,000円とするものでございます。補正の主な内容は、令和2年度の決算により、繰越額の確定等に伴う補正を行っております。

議案第35号の令和3年度宇美町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ7億7,882万4,000円を追加し、予算総額を129億9,257万1,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、令和3年8月の大雨に伴う災害関連事業費として、学校支援事業費1,969万4,000円、農林業施設単独災害復旧費1,000万円、公共土木施設等災害復旧費2,000万円をはじめ、新型コロナウイルス感染症に伴う環境対策事業や防災対策事業などを実行するため、確定申告会場感染防止対策事業費341万7,000円、防災対策事業費1,402万2,000円、小中学校管理関係経費384万8,000円、小学校給食運営費828万6,000円及び新型コロナウイルスワクチン接種事業費6,502万4,000円、庁舎維持管理費4,213万9,000円、財政調整基金費3億772万3,000円、農業振興事業費財政基金費2,000万円、庁舎建設等基金費1億5,000万円、こども教育総合支援センター管理費4,444万円、道路橋りょう維持管理費2,919万7,000円、公園管理・整備事業費1,920万2,000円の増額並びに人事異動等に伴います人件費の調整などの歳出の補正、令和3年度普通交付税等の額の確定や、国の新型コロナウイルス感染症対応として交付されます地方創生臨時交付金2,892万2,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金5,920万3,000円、前年度繰越金3億857万6,000円、緊急防災・減災事業債4,440万円、臨時財政対策債4,228万6,000円の増額などの歳入の補正でございます。また、債務負担行為及び地方債の補正を併せて提案をいたしております。

認定第1号から第5号までの決算認定案件5件につきましては、令和2年度の宇美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、宇美町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、宇美町上水

道事業会計利益の処分及び決算認定、宇美町流域関連公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定、宇美町一般会計歳入歳出決算認定について、議案として提出をするものでございます。なお、監査委員の決算審査を受け、その意見書を付しておりますので、認定頂きますようお願いを申し上げます。

最後に、報告につきましては、報告第3号で令和2年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率について報告を行うものでございます。

以上で、行政報告及び提案総括説明を終わりますが、それぞれの議案が議題となりましたときには、担当者より詳細に説明をさせますので、御議決いただきますようお願いをいたしまして説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 報告及び説明が終わりましたので、町長行政報告及び提案総括説明を終結します。

続いて、教育委員会行政報告を行います。

教育委員会行政報告を求めます。佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎君） 失礼いたします。

まず、お手元資料の教育委員会行政報告を行う前に、資料にお示ししています内容のほかに2点追加報告をさせていただきます。

このことにつきましては、教育委員会行政報告資料作成後の案件でしたので、口頭での報告になりますことをおわび申し上げます。

1点目は、ひばりが丘地区のり面崩落関連の対応です。御存じのとおり、ひばりが丘地区のり面崩落により、ひばりが丘に住む児童生徒が歩いて通学できないことになりました。このことに伴い、臨時のスクールバスにて学校に通えるように手配したところでございます。対象の児童生徒は、井野小学校が93名、宇美中学校が57名で、道路復旧までの間は臨時スクールバスにて通学予定としております。

次に、2点目は、新型コロナウイルス感染症に対する対応についてです。

現在、福岡県は緊急事態宣言下にあり、県内の感染者数も増えていることから予断を許さない状況となっております。そのことに対しまして、全国的に学校の在り方について様々な意見等があっておりますが、宇美町でも子どもたちの安全面から、緊急事態宣言期間は短縮授業を行い、下校時間を繰り上げることであります。

学校においては、毎朝の検温や手指消毒など従来の感染症対策の徹底を行うこととし、感染症予防に努めながら学びの保障を行っていくこととしておりますので、御報告を申し上げます。

それでは、お手元資料の教育委員会行政報告を行います。

初めに、学校教育課関連から、運動会、体育会について御報告いたします。

5月に開催予定でありました小中学校の運動会、体育会は、国の緊急事態宣言発出により、急遽中止せざるを得なくなりました。その後、各学校において検討の結果、宇美南中、宇美中では、1学期のうちに代替行事を行い、時間短縮や無観客ではありましたが、無事行事を終えることができました。2年ぶりの体育会ということもあり、生徒たちも集中して競技を楽しんでいるようでした。

そのほかの学校では、2学期に代替行事を行う予定としております。

次に、中学校の修学旅行に関して御報告いたします。

中学校の修学旅行に関しましても、昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされたところですが、今年度に入り、昨年度に行く予定でありました現中学校3年生を対象に、県内の日帰りではありましたが代替行事を行うことができました。久しぶりに学校外の環境を見聞きすることができ、生徒たちも大変喜んでいたようです。

次に、学校ICTについて御報告いたします。

昨年度、GIGAスクール構想の実現により、1人1台端末の整備を行いました。今年度からはICTの活用を推進し始めております。日常の授業で使用することはもちろんですが、7月からは自宅に持ち帰っての学習ドリルなどの活用やインターネットを使ったオンライン終わりの会などを行うなど、端末を利用した教育活動を積極的に進めており、今後もより一層活用できるよう推進していきます。

次に、社会教育課関連から「東京2020パラリンピック糟屋郡合同採火式」について御報告いたします。

パラリンピック聖火リレーは、パラリンピック発祥の地であるストック・マンデビルで採火された火と開催国各地で採火された火を集火してパラリンピック聖火が生み出されます。糟屋郡では、7町独自の手法で採火された火を一つの「かすやの火」として集火する糟屋郡合同採火式を実施することになりました。それに伴い当町では、宇美町総合スポーツ公園において、宇美町スポーツ少年団の子どもたちと、当町出身のデフサッカー日本代表松元卓巳選手にお越しいたゞき、まいぎり式火おこし器にて火種を採り、宇美町の発展を支えた石炭に点火して「宇美町の火」ともしました。

8月14日の糟屋郡合同採火式は、福岡県の大雨特別警報が発令されたことにより規模を縮小しての実施となりましたが、イオンモール福岡において、7町の火を「かすやの火」として一つに集火し、翌日の8月15日に福岡県に届け、8月17日に開催地の東京へ送り届けられました。

当町のスポーツ推進に当たっては、障がいのある人、ない人にかかわらず、誰でもスポーツを楽しめる環境を関係団体と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

次に、こどもみらい課関連から、町立保育所民営化の進捗状況について報告いたします。

第2期保育所整備計画に基づきまして、町立柳原保育園の民営化に着手しております。5月に移管先の事業者が社会福祉法人金丸福祉会に決定し、6月11日に宇美町立柳原保育園の民営化に関する覚書を締結いたしました。

6月中旬から7月にかけて、町立保育所全体を対象といたしました職員説明会、保護者説明会を開催いたしました。説明会で頂きました御意見等につきましては、民営化の貴重な資料とさせていただきます。今後も、来年4月の民営化に向けて、円滑に移管できますよう、引き続き事務作業を進めてまいります。

以上、今後とも宇美町の教育力向上のため努力してまいりますので、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げ、教育委員会行政報告を終わります。

失礼いたします。

○議長（古賀ひろ子君） 報告が終わりましたので、教育委員会行政報告を終結します。

日程第4. 特別委員会設置及び選任並びに付託

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、特別委員会設置及び選任並びに付託を議題といたします。

お諮りします。議長を除く12名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第5号までの決算認定案5件を決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く12名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、認定第1号から認定第5号を決算審査特別委員会に付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。決算審査特別委員会の委員長に11番、飛賀議員、副委員長に8番、黒川議員を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長に11番、飛賀議員、副委員長に8番、黒川議員を選任することに決定いたしました。

日程第5. 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙を行います。議会事務局長をして内容の朗読をさせます。

安川議会事務局長。

○議会事務局長（安川茂伸君） それでは、議案書つづりの中の糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合

議会議員の選挙についてを御覧ください。

日程第5、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙について。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の任期が、令和3年10月24日をもって満了となるため、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組規約第5条及び第6条第1項の規定により、議会において選挙する。なお、選挙の方法については、地方自治法第118条の規定による。

次のページをお願いいたします。

参考といたしまして、同財産組の規約及び地方自治法の抜粋を掲載しておりますので、御参照ください。

なお、同組合議会議員の任期は4年となっております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

では、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に白水英至氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長が指名しました白水英至氏を糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました白水英至氏が糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選されました。ただいま、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員に当選された白水英至氏が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ただいま当選されました白水英至氏の氏名、生年月日、住所等を記載しまして、後ほど議会事務局より配付させます。

以上で、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会議員の選挙についてを終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（安川茂伸君） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

10時40分散会
